

2024年5月17日

各位

会社名 ニチレキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小幡 学
(コード番号 5011)
問合せ先 取締役管理本部長 山本 淳
(TEL : 03-3265-1511)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の第80回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

当社は、2024年3月27日付で公表しております「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立および監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行に関する議案が本株主総会で承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に際しましては、役員報酬額を改めて設定し、株主総会の決議をいただく必要がございますが、本制度は、新たに設定する役員報酬制度の一部として導入したいと考えております。

本制度は、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。また、本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の役員報酬につきましては、当社の取締役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第71回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、当社の監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内、とそれぞれご承認をいただいておりますが、本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社の監査等委員である取締役それぞれの報酬額を新設するとともに、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記それぞれの報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する金銭債権の総額は、年額140百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）、当社の監査等委員である取締役に対して

支給する金銭債権の総額は年額 20 百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年 56,000 株以内（うち社外取締役分は年 10,000 株以内。）、当社の監査等委員である取締役に対して年 8,000 株以内（ただし、いずれの場合も本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定し、監査等委員である取締役への支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、当社の取締役会が承認する当社連結子会社の役員等を対象に、本制度の対象を拡張することができることとする予定です。

以 上